

令和 8 年度 移住支援金 補助対象要件チェックシート

チェック欄	補助対象要件
移住等に関する要件（すべてに該当）	
<input type="checkbox"/>	<p>住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していた。</p> <p>または、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏（条件不利地域を除く。以下同じ。）に在住し、雇用保険の被保険者、個人事業主又は法人経営者として東京23区へ通勤していた。 <u>※東京圏とは埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。</u></p>
<input type="checkbox"/>	<p>住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住していた。</p> <p>または、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏に在住し、雇用保険の被保険者、個人事業主又は法人経営者として東京23区へ通勤していた。 ※通勤期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点として可。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区の大学等へ通学し、東京23区の企業等へ就職した者は、修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>申請時において、転入後1年以内である。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>申請日から5年以上、高砂市に継続して居住する意思を有している。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。 （ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だったが、5年以上経過し、18歳以上となり、兵庫県及び高砂市が認める場合を除く。）</p>
<input type="checkbox"/>	<p>日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。</p>
世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合ですべてに該当）	
<input type="checkbox"/>	<p>申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内である。</p>

<input type="checkbox"/>	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
--------------------------	---

就職に関する要件（それぞれの場合で、すべての要件に該当）		
「ひょうごで働こう！マッチングサイト」に掲載されている移住支援金対象求人	<input type="checkbox"/>	①勤務地が兵庫県内に所在する。
	<input type="checkbox"/>	②就業先が、兵庫県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人である。
	<input type="checkbox"/>	③週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。
	<input type="checkbox"/>	④上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が支援金の対象として掲載された日以降である。
	<input type="checkbox"/>	⑤当該法人に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
	<input type="checkbox"/>	⑥転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用して就業した方	<input type="checkbox"/>	①勤務地が兵庫県内に所在する。
	<input type="checkbox"/>	②週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。
	<input type="checkbox"/>	③当該就業先において、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
	<input type="checkbox"/>	④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
	<input type="checkbox"/>	⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。
テレワークの方	<input type="checkbox"/>	①自己の意思により移住した場合で、高砂市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
	<input type="checkbox"/>	②高砂市でテレワークにより勤務する場合で、かつ週20時間以上テレワークを実施する。
	<input type="checkbox"/>	③地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない。
関係人口の方	<input type="checkbox"/>	①転入時の年齢が40歳未満

	□	②右のいずれかに該当すること	転入日より前に、本人又は配偶者が高砂市に通算1年以上住民登録していた
			転入日より前に、3親等以内の親族が高砂市に通算1年以上住民登録している又は住民登録していた
高砂市に所在する学校に在学していた			
	□	③右のいずれかに該当すること	兵庫県内の事業所に新たに就職し（※転勤、出向、出張、研修、転籍等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること）、かつ週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している
			兵庫県内で個人事業を開業又は法人の設立・移転を行った
起業の方	□	①1年以内に兵庫県が実施する「企業家支援事業（社会的事業枠）」の交付決定を受けている。	